

裁判官認印

調書(成立)

事件の表示 令和6年(家イ)第12345号 夫婦関係調整(離婚)調停事件
期日 令和7年5月1日 午前10時00分
場所 名古屋家庭裁判所
裁判官 加藤一郎
家事調停委員 中村法夫, 田中慶子
裁判所書記官 中野律治

当事者等及びその出頭状況

本籍 愛知県名古屋市○区1111番地
住所 名古屋市○区△△1丁目1番1号
名古屋マンション111号室
申立人 山田花子(出頭)
本籍 愛知県名古屋市○区1111番地
住所 名古屋市○区△△1丁目1番1号
名古屋マンション111号室
申立人 山田太郎(出頭)

次の調停条項の通り調停が成立した。

名古屋家庭裁判所
裁判所書記官 中野律治
調停条項

1. 申立人と相手方は、本日調停離婚する。
2. 当事者間の長女愛(平成29年7月2日生)の親権者を母である申立人と定め、今後同人において監護養育する。
3. 相手方は、申立人に対し、前項記載の子の養育費として、令和7年5月から同人が満20歳に達する月まで、月額8万円を、毎月末日限り、●●銀行本店の申立人名義の普通預金口座(口座番号 1234567)に振り込む方法により支払う。振込手数料は相手方の負担とする。
4. (1) 相手方は、申立人に対し、相手方名義の別紙1物件目録記載の不動産を清算的財産分与として分与することとし、本日付財産分与を原因とする所有権移転登記手続をする。(2) 相手方は、本件不動産に関する住宅ローンについて、これを責任を持って完済する。(3) 相手方は、申立人に対し、本件住宅ローンを完済したときには、その完済の日以降速やかに、清算的財産分与として、本件不動産を分与することとし、本件不動産の財産分与を原因とする所有権移転登記手續は、当事者双方が協力して行う。
5. (1) 申立人は、相手方が、長女と月1回程度面会することを認める。
(2) 面会の具体的な日時、場所及び方法については、長女の福祉を尊重し、当事者間で協議して定める。
6. 相手方は、申立人に対し、本件離婚に伴う財産分与として、金××万円の支払い義務があることを認め、これを、令和7年5月末日限り、第3項と同様の方法により支払う。振込手数料は、相手方の負担とする。
7. 申立人と相手方との間の別紙2記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を0.5と定める。

8. 申立人は、本件に関して、調停外の第三者に対し、慰謝料等の損害賠償請求はしないことを確約した。
9. 当事者双方は、本件離婚に関し、以上をもって一切解決したものとし、本調停条項に定めるもののほか、名目のいかんを問わず、金銭その他の請求をしない。
10. 調停費用は各自の負担とする。

以上

別紙1

物件目録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 名古屋市○区△△1丁目1番1
建物の名称 名古屋マンション
(専有部分の建物の表示)
家屋番号 名古屋市○区△△1丁目1番1の111
建物の名称 111
種類 居宅
構造 鉄骨コンクリート造1階建
床面積 1階部分 100m²
(敷地権の目的たる土地の表示)
土地の符号 1
所在及び地番 名古屋市○区△△1丁目1番1
種類 宅地
構造 10000m²
(敷地権の表示)
土地の符号 1
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 宅地

別紙2

年金分割のための情報通知書
(厚生年金保険制度)

令和7年3月20日

山田 花子

様

日本年金機構理事長

氏名	(第1号改定者) 山田 太郎 (第2号改定者) 山田 花子	
生年月日	(第1号改定者) 昭和○○年○月○日	(第2号改定者) 昭和△△年△月△日
基礎年金番号	＊＊＊＊＊＊＊＊＊	××××—×××××
情報提供請求日	令和7年3月10日	
婚姻期間等	平成25年1月1日～令和7年3月10日 (*1. 情報提供請求日 2. 離婚が成立した日 3. 婚姻が取り消された日 4. 事実婚関係が解消したと認められる日)	
対象期間 標準報酬総額	(第1号改定者) ●●●●●●●●●円	(第2号改定者) 0円
按分割合の範囲	50%を超える、50%以下	

対象期間	平成25年1月1日～令和7年3月10日	

厚生年金保険法施行規則第78条の3第3項第2号に規定する期間		厚生年金保険法施行規則第78条の3第3項に定める請求期間
--------------------------------	--	------------------------------